

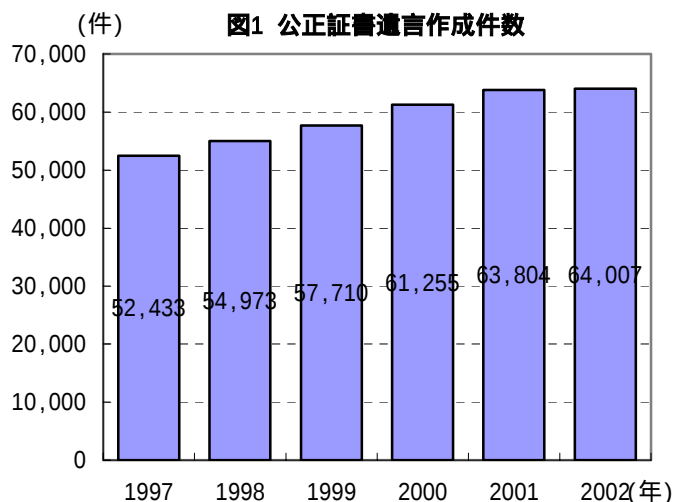
遺言・相続業務の市場規模をどう見るか

近年、遺言・相続関連業務への需要が増加していますが、潜在需要を考えるとこの分野はまだ伸びそうです。同業務のターゲットとして有望なのは、団塊世代よりもむしろ団塊より 10 歳下の世代であり、相続人 1 人あたりの相続額は団塊世代の 1.3 倍、約 2600 万円と見込まれます。

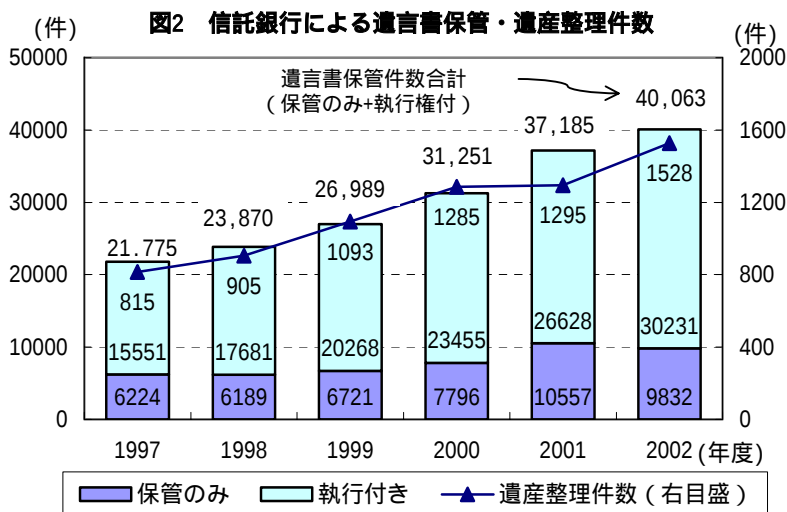
1. 5 年間で 1.8 倍 - 拡大する遺言・相続関連業務 -

遺言書（公正証書遺言）の作成件数は、97 年 = 52433 件 → 2002 年 = 64007 件と過去 5 年間で 2 割ほど増加しました。（図 1）

また、信託協会の統計によると、信託銀行の遺言書保管件数（年度末残高）は、同じ期間に 21775 件 → 40063 件と 1.8 倍強に、遺産整理件数（年間整理件数）も 815 件 → 1528 件と約 1.9 倍に増えています。遺言書保管業務（→注）の中では、執行権付きの受託件数の伸びが目立ちます（図 2）。



（資料）日本公証人連合会調べ



（資料）信託協会

注：遺言書を焼失・盗難・紛失等のリスクから守るために預かり保管する。
 保管のみの場合は、遺言者死亡時に遺言書を相続人代表に返却して業務終了。
 執行権付きの場合は、相続人等への遺言書の披露に始まり、相続・遺贈財産目録の作成、遺言内容に従った財産の整理・名義変更・引渡し等の実施を経て、相続人等に遺言執行完了を報告し業務終了。

2. 潜在需要からみれば氷山の一角

このように、遺言書の作成・保管業務や遺産整理業務への需要が高まっていることは事実ですが、潜在需要との比較でみると、まだまだこうした業務が日本の社会に浸透しているとは言えないようです。

非常にラフな形ですが、下記のように潜在需要を試算したところ、(図 2)に示した受託件数とは 1 ケタも 2 ケタも違っていました。需要のうち業務に結びついているのはまさに氷山の一角、「骨肉の争い」の話題が絶えないのもうなずけます。逆に言えば、遺言・相続関連ビジネスは今後伸びる余地が大きいということです。

(1) 遺言書作成・保管の潜在需要

遺言書は遺産内容にほぼ変動がなくなってから作成されることが多く、遺す資産が少ない場合はわざわざ作成しないことが多い—ことから、「一定以上の貯蓄残高を持つシニア世帯(世帯主年齢 60 歳以上とした)の数」を「遺言書作成・保管の潜在需要」と定義して件数を試算したものが(図 3)です。

遺言書作成・保管の潜在需要は 97 年以降増加を続けていましたが、高額資産保有世帯の比率低下によりここ 1~2 年は減少しています。

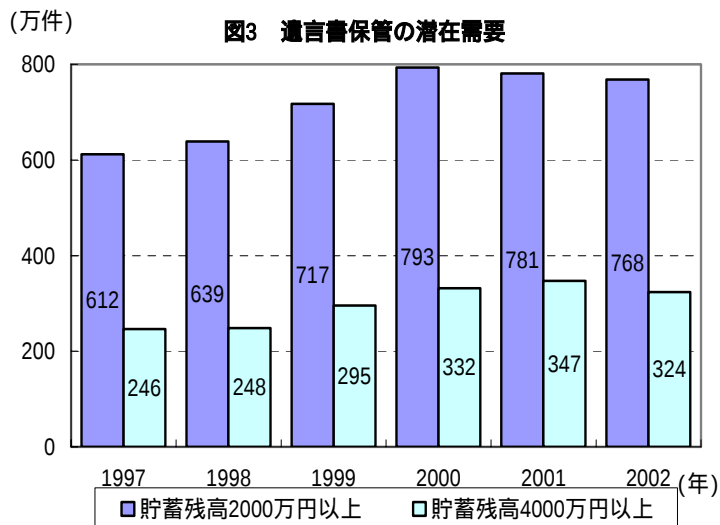
それでも、2002 年時点では、貯蓄残高 4000 万円以上のシニア世帯で作成・保管するものと考えた場合で 324 万件、同 2000 万円以上のシニア世帯で作成・保管するものと考えた場合で 768 万件的潜在需要があったわけで、実際の遺言書作成件数や保管受託件数はこれに比べ非常に少ないことがわかります。

(2) 遺産整理業務の潜在需要

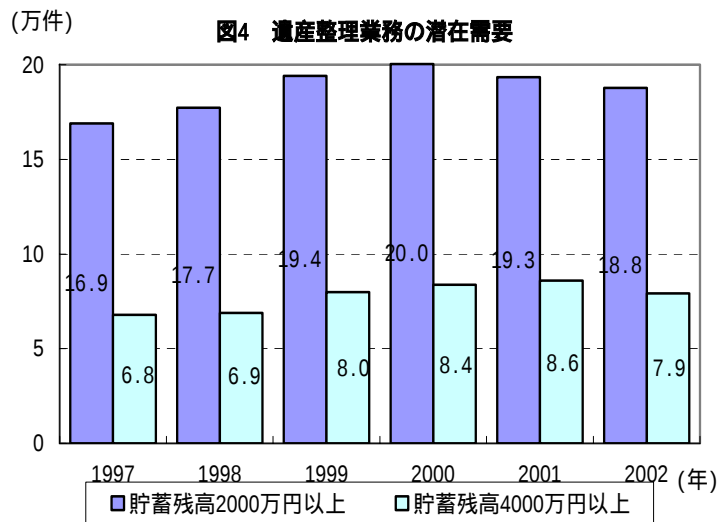
遺産整理業務の潜在需要は、相続発生件数が目安になります。もちろん、相続の発生が全て遺産整理ビジネスに結びつくわけではないので、ここでは、「一定以上の貯蓄残高を持つ 60 歳以上の男性の死亡数」=「遺産整理業務の潜在需要」と考えました。

男性の死亡数だけをカウントするのは、1 つの夫婦世帯の消滅につき、遺産整理は 1 回だけ行われると仮定したためです。夫の死亡で妻が資産相続するとき 1 回、妻が死亡した時点で改めて子供たちに資産が移行する時にもう 1 回(あるいはその逆)と、遺産整理が 1 家族につき複数回行われることも考えられますが、ここではこうしたダブルカウントはしないことにします。

遺言書作成・保管と同様、遺産整理業務の潜在需要もここ数年減少していますが、貯蓄残高 4000 万円以上の 60 歳以上の男性が死亡した場合に遺産整理が行われると考えた場合で 7 万 9000 件、同 2000 万円以上を持つ男性が死亡した場合に遺産整理が行われると考えた場合で 18 万 8000 件の潜在需要があります。



*世帯主年齢60歳以上で貯蓄残高2千万or4千万円以上の世帯に遺言書保管需要があると考えた。
(資料)総務省「住民基本台帳人口調査」「家計調査」「貯蓄動向調査」



*貯蓄残高2千万or4千万円以上の60歳以上の男性が死亡した場合に遺産整理需要があると考えた。
(資料)厚生労働省「人口動態統計」総務省「家計調査」「貯蓄動向調査」

図3、図4とも貯蓄残高＝金融資産残高（生保、有価証券を含む）。実物資産残高は年次データが得られないため含まず。

3. 有望顧客は団塊世代よりも下の世代？

次に、親から相続する資産規模が、世代によってどの程度異なるのか——つまり、いつごろ、どんな世代への相続額が相対的に大きいのかを——を考えました。

50代後半となった団塊世代は、今後本格的に遺産相続の時期を迎えます。圧倒的な人数を誇る同世代は、これまでも衣、食、住、遊、様々な分野で常に重要なターゲットとして扱われてきましたが、遺言・相続マーケットにおいても例外ではありません。兄弟数が多いだけに遺産分割が円滑にいかないケースも多く、遺言書作成や遺産整理業務へのニーズが高まるのではないかと——との見方もあり、各金融機関は、団塊世代を今後の遺言・相続マーケットの主役として重視し始めているようです。

そこで、この団塊世代を中心に、彼らより10歳年上の世代、10歳年下の世代の3世代（→注）について、相続時の年齢別に相続額を試算し、比較することにします。（試算方法は最終ページに）

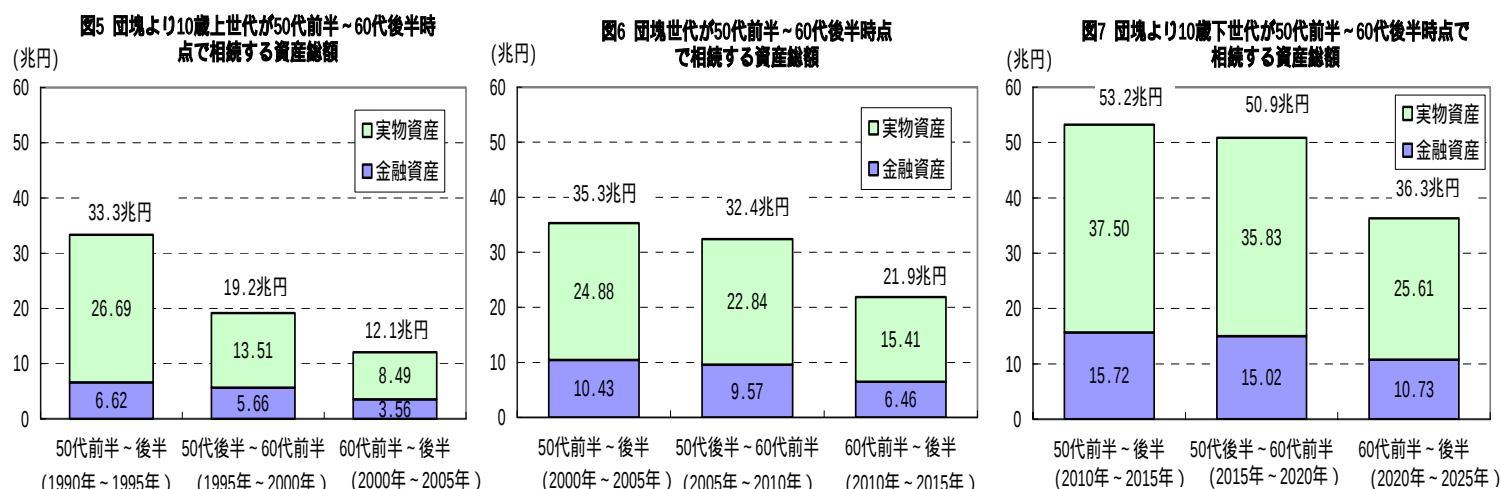
注：団塊世代は本来1947～49年生まれの人を指すが、統計上の年齢の区切りの関係から、ここでは1945～49年生まれの人とした。同様に10歳年上の世代は1935～39年生まれ、10歳年下の世代は1955～59年生まれ——とした。

(1) 相続資産総額の比較

団塊世代より 10 歳上の世代、団塊世代、団塊世代より 10 歳下の世代の 3 つの世代が、50 代前半～後半、50 代後半～60 代前半、60 代前半～後半の各 5 年間に相続する(した)資産の総額は、(図 5)～(図 7)の通りです。

例えば、団塊より 10 歳上の世代が 50 代前半～後半にかけての 5 年間(1990 年～1995 年)に親世代から相続した資産は、金融資産 6.6 兆円、実物資産(住宅・土地など) 26.7 兆円で合計 33.3 兆円に上ります。

当時の地価高騰を反映して実物資産の比率がかなり高くなっているのが特徴です(金融資産と実物資産の比率は世代・相続時点に関わらず概ね 3:7 だが、この時に限り 2:8 となっている)。



(資料) 図5～7、9～11全て総務省「国勢調査」「全国消費実態調査報告」
国立社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口」「世帯動態調査」

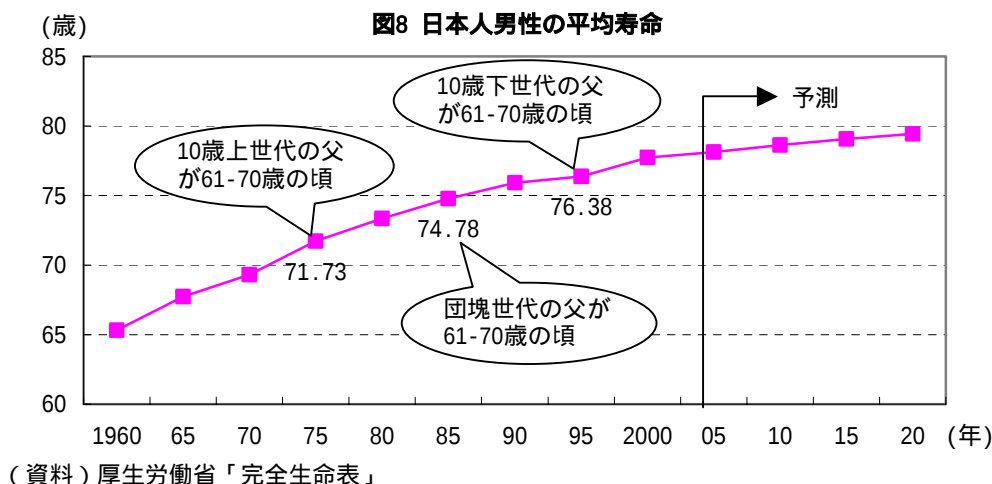
表1 父親世代の出生数、戦時中の年齢、存命人数

	出生年	出生数	戦時中の年齢 *	存命人数 **
団塊より10歳上の世代の父世代	1905-1914年	8,468,237	27歳～40歳	1,680,367
団塊世代の父世代	1915-1924年	9,709,881	17歳～30歳	2,241,433
団塊より10歳下の世代の父世代	1925-1934年	10,732,248	7歳～20歳	3,835,000

*太平洋戦争中(1941-45年)の年齢

**子供が50代前半の時の存命人数

(資料) 総務省「人口動態統計」



世代間比較では、一番年下の世代（団塊より 10 歳下の世代）の相続資産額が格段に多くなっています。これは、彼らの親世代の存命人数が年長世代の親世代に比べかなり多い（団塊世代の親世代の 1.7 倍、10 歳上世代の親世代の 2.3 倍）ことに起因しています。理由としては、もともと出生数が多い上に、第 2 次大戦時に出征年齢に達していない人が多かったので戦死者が少なく、また平均余命も伸びている——などが挙げられるでしょう（表 1）（図 8）。

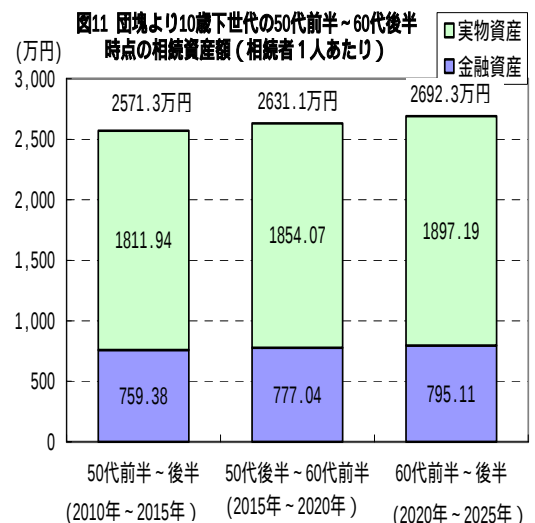
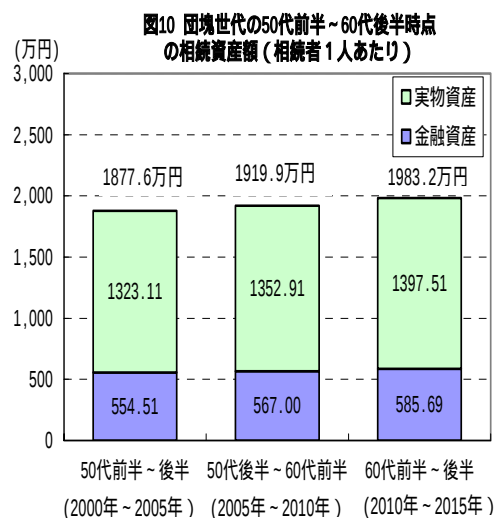
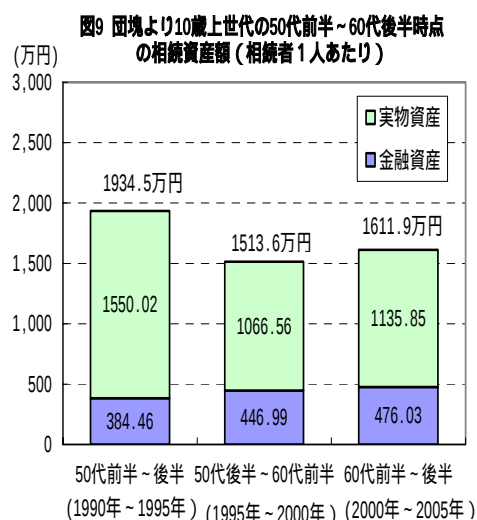
団塊世代より 10 歳下の世代は、50 代前半～後半にかけて（2010 年～2015 年）は 53.2 兆円、50 代後半～60 代前半にかけて（2015～2020 年）は 50.9 兆円、60 代前半～後半にかけて（2020～2025 年）は 36.3 兆円と、15 年間で 140 兆円余りの資産を受け取ります。

一方、団塊世代が同じく 50 代前半～60 代後半の 15 年間に親から相続する資産は合計 90 兆円弱にとどまります。

人数が圧倒的に多い団塊世代が、相続する資産の総額も多いように錯覚しそうですが、相続資産の多寡は、実は本人たちの人数ではなく親世代の存命人数がカギとなって決まります。その意味で、団塊世代が遺言・相続マーケットで脚光を浴びるのは、むしろ彼らから子供世代に資産が移転する時期かもしれません。

（2）相続人 1 人あたり相続額の比較

次に、（1）で求めた「相続資産総額」を「相続を受ける人の数」で割って、相続人 1 人あたりの相続資産額を求めました。結果が（図 9）～（図 11）です。



各世代とも、世代全体で受け取る相続資産総額は、受け取り年齢が上がるにつれ減少していましたが（図 5～図 7） 相続人 1 人あたりの受取額は、概ね受け取り年齢が上がるにつれ少しずつ増えます（遺産を分け合う兄弟数が若干減るため）。

ただし、団塊世代より 10 歳上の世代のうち 50 代前半～後半にかけて（1990 年～95 年の地価高騰期）相続を受けた人だけは例外で、その後に相続した（する）人よりも相続額が 300 万～400 万円多くなっています。同じ世代でも、少し早く相続しただけで相続額は相当大きかったわけですが、すみやかに実物資産を売却しなかった人は、相続税を多くとられた上、バブル崩壊後の資産目減りの憂き目に遭い、かえって経済的な打撃を受けた可能性もあります。

相続人 1 人あたりの相続額が最も大きいのは、やはり一番年下の世代（団塊より 10 歳下の世代）です。前述の通り親世代の人数が多く相続資産総額が大きい一方、本人世代の人数（自身の兄弟数）は年長世代に比べ少ないため、相続の時期を問わず、2600 万円前後の資産を受け取ると予想されます。

団塊世代の相続人 1 人あたりの相続額は 1900 万円前後、10 歳上の世代は 50 代前半～後半に受け取った場合のみ 1900 万円強でそれ以降に受け取る場合は 1500～1600 万円なので、10 歳下の世代は、年長の 2 世代より 1.3～1.7 倍多くの資産を相続するということになります。

また、（図 8）で示したように日本人の平均寿命が年々伸びており、若い世代ほど親が長生きして相続機会が後ろ倒しになっている——すなわち 50 代前半までに相続が終了している人が年長世代に比べ少ない——点も見逃せません。

今後、「子供に美田は遺さない」と考える人が増加する可能性や、年金制度改正で生活維持のための資産取り崩しを余儀なくされ、遺せる額が徐々に減る可能性も否定できませんが、こうした部分を差し引いても、団塊より 10 歳年下の世代、そしてもちろん、彼らに遺産を受け渡す側である現在 70 代の人たちが、今後の遺産・相続関連ビジネスの有望顧客であることにはかわりはないでしょう。

（青木：aokimi@sumitomotrust.co.jp）

【相続額の試算方法】

< 団塊世代（45-49 年生まれ）の場合 >

（１）ある期間（ex.2000 年～2005 年の 5 年間）に団塊世代が相続する資産総額

*ここでは、父の死亡により親世帯が消滅し、この時点で子供世代（団塊世代）への遺産相続が発生すると考える。

*祖父母など親世帯以外からの相続は考えない。

= 団塊世代の父世代（1915-24 年生まれと仮定）の男性人数

= の男性の 1950 年時点の有配偶率

= 団塊世代の親世帯の数 = ×

= ある期間中の団塊世代への相続の発生件数

= ある期間中の団塊世代の親世帯の消滅数

= 2 時点間の の差（ex.2000 年時点の - 2005 年時点の ）

= 親世帯の 1 世帯当たり保有資産残高

= 世帯主年齢 70 歳以上世帯の資産残高（金融資産、実物資産合計）

= ある期間（ex.2000 年～2005 年の 5 年間）に団塊世代が相続する資産総額

= ×

（２）ある期間中の団塊世代の相続人 1 人当たり相続資産額

= 団塊世代の存命兄弟人数（*）

* 1999 年時点における 45-49 年生まれの人の存命兄弟数は 3.7 人（国立社会保障・人口問題研究所算出）だが、この中には 40 年代前半生まれの姉や 50 年代前半生まれの弟妹も含まれているので、存命兄弟 3.7 人中、45-49 年生まれの人は 3.2 人と考えた。

= ある期間に遺産を相続した団塊世代の人数 = ×

= ある期間に相続を受けた団塊世代 1 人当たり相続資産額 = ÷